

平成23年度

人事行政の運営の状況

I 職員の任免に関する状況

1 職員数の状況

(1) 採用、退職(平成22年度)

	人数	職種
採用	4	一般行政職 3、海事職 1
退職	37	一般行政職 14、労務職 5 医師 1、看護師 17、技術職 2

II 職員の給与及び職員数に関する状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 31,410	千円 25,349,177	千円 604,973	千円 3,066,368	% 12.1	% 15.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 317	千円 1,195,829	千円 198,371	千円 429,172	千円 1,823,372	千円 5,752	千円 5,730

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

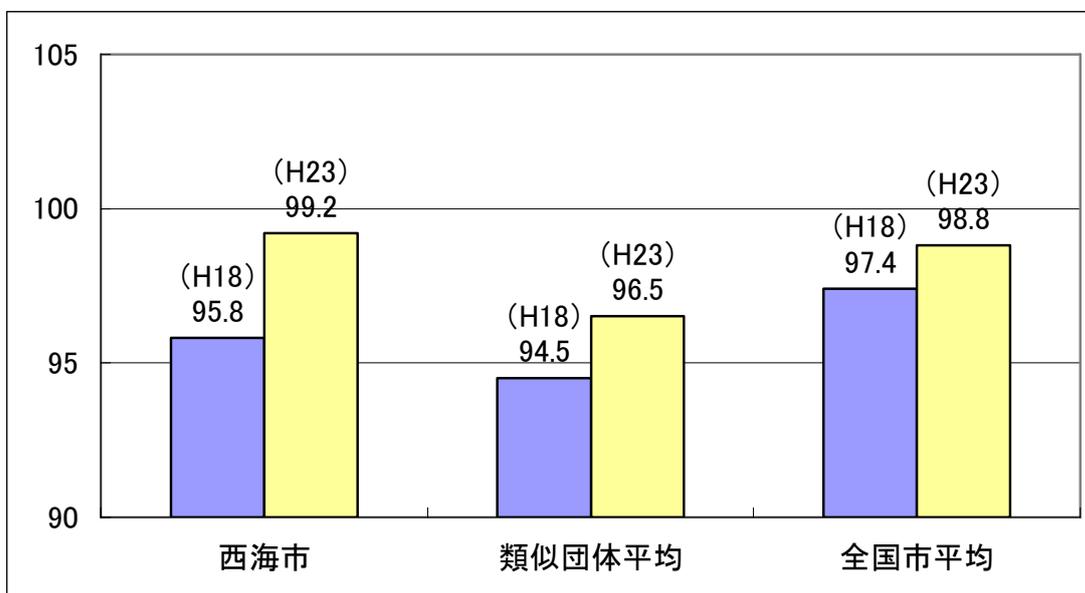
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成17年4月1日に合併(西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町)

平成21年5月から給与抑制措置として、特別職について市長は20%、副市長・教育長は10%給与を減額している。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	418,300	422,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(23年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
西海市	42.0歳	323,200円	396,527円	349,147円
長崎県	43.9歳	344,508円	428,285円	380,434円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円
類似団体	43.3歳	327,151円	380,711円	351,610円

② 技能労務職

区分	公務員				県内民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
西海市	50.3歳	24人	333,300円	360,849円	345,615円	—	—	—	—
うち清掃職員	40.2歳	4人	227,100円	253,416円	237,372円	廃棄物処理業従業員	44.6歳	290,600円	0.87
うち用務員	51.8歳	13人	355,800円	371,000円	365,651円	用務員	53.8歳	209,700円	1.77
長崎県	49.9歳	312人	327,665円	377,779円	352,113円	—	—	—	—
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	322,291円	—	—	—	—
類似団体	49歳	26人	301,260円	324,367円	312,448円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
西海市	5,695,509	—	—
うち清掃職員	3,815,156	4,035,300	0.95
うち用務員	5,933,399	2,943,200	2.02

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20年～22年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (23年4月1日現在)

区 分		西海市	長崎県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	154,300 円	—
	中学卒	—	139,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (23年4月1日現在)

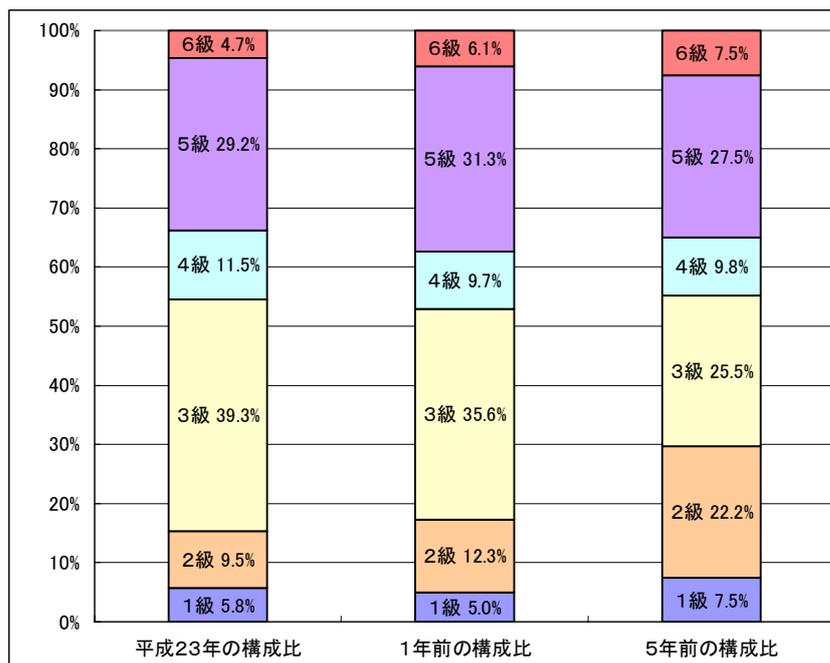
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	250,400 円	297,400 円	357,800 円
	高校卒	207,000 円	258,200 円	304,200 円
技能労務職	高校卒	194,400 円	236,200 円	262,500 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	部長、総合支所長、次長、局長、理事	14 人	4.7 %
5 級	課長、局長、参事、課長補佐	86 人	29.2 %
4 級	課長補佐	34 人	11.5 %
3 級	係長、主査	116 人	39.3 %
2 級	主事、技師	28 人	9.5 %
1 級	主事	17 人	5.8 %
計		295 人	100.0 %

- (注) 1 西海市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年度に8級制から6級制に変更している。
 (旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

② 昇給への勤務成績の反映状況

実績なし

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西 海 市		長 崎 県		国	
1人当たり平均支給額(22年度) 1,407 千円		1人当たり平均支給額(22年度) 1,600 千円		—	
(21年度支給割合)		(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(-) 月分	(-) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～15%	・役職加算	5～20%	・役職加算	5～20%
・管理職加算	なし	・管理職加算	10～20%	・管理職加算	10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

実績なし

(2) 退職手当 (23年4月1日現在)

西 海 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
一人当たり平均支給額	8,663千円	20,990千円			

(注) 退職手当1人当たりの平均支給額は、平成22年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (22年4月1日現在)

支給実績なし

(4) 特殊勤務手当 (22年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		31,483 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		681,703 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		13.8 %	
手当の種類(手当数)		9 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	市税事務従事者	市税の賦課、徴収又は収納管理に関する業務	給料月額100分の3
医師手当	診療所医師	医師に対する手当	月額100万円以内
社会福祉業務手当	福祉事務所ケースワーカー	ケースワーク、心理判定、一時保護棟の業務	月額10,000円
感染症等防疫作業手当	感染の危険がある作業等に従事した職員	感染の危険がある作業に従事したとき	日額290円
行旅病人、死亡人取扱作業手当	行旅病人、死亡人の取扱作業に従事した職員	行旅病人、死亡人の取扱作業に従事したとき	(病人) 1回1,500円 (死亡人)1回3,000円
狂犬病予防作業手当	狂犬病の予防注射違反犬の捕獲等に従事した職員	狂犬病の予防注射違反犬の捕獲等に従事したとき	日額200円
畜犬等死体処理手当	畜犬等死体処理業務に従事した職員	畜犬等死体処理業務	1件につき500円
航海手当	交通船乗組員	交通船航海業務	(船長) 給料月額100分の8 (船員) 給料月額100分の4
火葬業務手当	火葬業務業務に従事した職員	火葬業務	1体処理につき2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	80,936 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	283 千円
支給実績(21年度決算)	108,393 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	343 千円

(6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に対して支給されます。</p> <p>①配偶者 13,000円</p> <p>②配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円</p> <p>③配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円</p> <p>④加算(16～22歳までの子がいる場合) 1人につき 5,000円</p>	同じ	—	56,896 千円	242,107 円
住居手当	<p>借家又は借間に居住し、月額12,000円を超える家賃等を支払っている職員又は自宅に居住して世帯主である職員に支給されます。</p> <p>①月額23,000円以下の家賃を負担している職員 家賃月額-12,000円</p> <p>②月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃を負担している職員 (家賃月額-23,000円)×1/2+11,000円</p> <p>③月額55,000円以上の家賃を負担している職員 27,000円</p> <p>④自宅居住者(新築又は購入から5年間) 2,000円</p>	異なる	④自宅居住者の住居手当について、国は廃止している(H22.4.1改正)	19,402 千円	181,323 円
通勤手当	<p>通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具(自動車等)を使用する職員に対して支給されます。</p> <p>①交通機関等利用者 1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円まで全額支給</p> <p>②交通用具利用者 距離に応じて2,000円～24,500円</p>	同じ	—	38,264 千円	122,247 円
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km以上)を満たす職員に支給されます。</p> <p>23,000円+加算額</p> <p>※加算額は距離に応じて6,000円～45,000円</p>	同じ	—	552 千円	184,000 円
特地勤務手当	<p>離島その他の生活の著しく不便な地に在所する公署に勤務する職員に支給されます。</p> <p>(給料月額+扶養手当)×20/100 4年まで (給料月額+扶養手当)×10/100 4～5年まで 5年以降なし</p>	異なる	支給割合が一部異なる	3,848 千円	641,220 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給されます。</p> <p>役職に応じて 8%～12%</p>	異なる	国は定額制	30,267 千円	530,997 円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当を受給している職員が、休日において、臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給されます。</p> <p>勤務1回につき6,000円又は9,000円</p>	異なる	支給額が異なる	840 千円	28,966 円

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	669,600 円 (837,000 円)	(参考)類似団体における最高／最低額 1,010,000 円 / 389,500 円	
	副市長	601,200 円 (668,000 円)	800,000 円 / 510,000 円	
報 酬	議 長	389,000 円	495,000 円 / 274,000 円	
	副議長	329,000 円	440,000 円 / 234,000 円	
	議 員	310,000 円	400,000 円 / 220,000 円	
期 末 手 当	市 長	(22年度支給割合)		
	副市長	2.95 月分	役職加算	20%
退 職 手 当	議 長	(22年度支給割合)		
	副議長	3.35 月分	役職加算	20%
	議 員			
備 考	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	837千円×在職年数×600/10	2,009万円	任期毎
	副市長	668千円×在職年数×360/100	962万円	任期毎
備 考				

- (注) 1 市長、副市長の給料については、平成21年5月から減額して支給しています。
()内は、減額措置を行う前の金額です。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

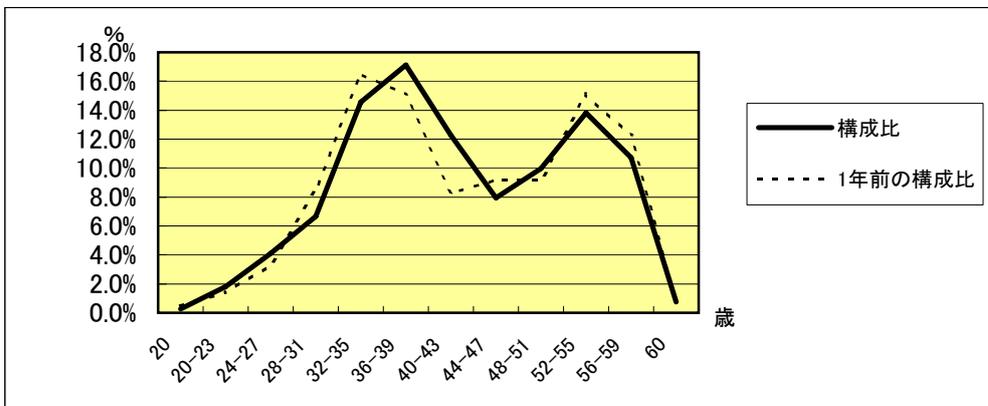
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	
		総務	84	86	2	財産管理の強化、防災無線整備事業実施に伴う増
		税務	22	24	2	市税徴収強化、固定資産税現況調査の実施に伴う増
		労働	2	2	0	
		民生	45	41	▲4	養護老人ホーム民間移譲に伴う減
		衛生	33	42	9	市立病院民間移譲による精算事務、特定検診・特定保健指導の強化に伴う増
		農林水産	26	27	1	県への派遣実施に伴う増
		商工	6	8	2	観光物産振興事業の強化に伴う増
		土木	30	31	1	住宅使用料徴収強化に伴う増
		計	253	266	13	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.68 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.78 人)
	教育部門	52	52	0		
小計	305	318	13	<参考> 人口1万人当たり職員数 101.24 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 96.87 人)		
公営企業等会計部門	病院	51	11	▲40	市立病院の民間移譲に伴う減	
	水道	16	16	0		
	交通	6	6	0		
	下水	9	9	0		
	その他	37	31	▲6	特別養護老人ホームの民間移譲に伴う減	
	小計	119	73	▲46		
合計		424 [480]	391 [396]	▲33 [84]	<参考> 人口1万人当たり職員数 126.0 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、派遣職員を除く。(教育長を含む)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	16人	26人	57人	67人	48人	31人	39人	54人	42人	3人	391人

(3) 職員数の推移

年度 部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	291	271	262	261	253	266	▲ 25 (▲ 9.4 %)
教育	55	57	54	53	52	52	▲ 3 (▲ 5.8 %)
警察	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
普通会計	346	328	316	314	305	318	▲ 28 (▲ 8.8 %)
公営企業等会計	122	130	127	122	119	73	▲ 49 (▲ 67.1 %)
総合計	468	458	443	436	424	391	▲ 77 (▲ 19.7 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	1,578,362	△ 992,763	386,289	24.47	78.42

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	40	148,610	32,001	53,264	233,875	5,847

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(22年4月1日現在)

区分		平均年齢	基本給	平均月収額
西海市 病院事業	医師	47.4歳	610,000	1,368,640
	看護師	43.8歳	326,877	482,867
	事務職員	45.2歳	384,803	563,773
市町村平均	医師	43.6歳	568,024	1,362,558
	看護師	37.8歳	289,210	458,998
	事務職員	44.3歳	345,719	527,590
事業者		-	-	-

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
平成23年4月1日 民間移譲のため、前年の数値を記載しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

西海市病院事業		西海市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(22年度)		1人当たり平均支給額(22年度)	
1,381 千円		1,407 千円	
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~15%	・役職加算	5~15%
・管理職加算	なし	・管理職加算	なし

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（23年4月1日現在）

西海市病院事業			西海市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
一人当たり平均支給額	12,195千円		一人当たり平均支給額	8,663千円	20,990千円

（注）退職手当1人当たりの平均支給額は、平成21年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。自己都合退職者が3名以下のため、退職事由にかかわらず全退職手当受給者の平均支給額を記載しています。

ウ 特殊勤務手当（23年3月31日現在）

支給実績(22年度決算)	14,728 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	368,200 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	70 %		
手当の種類(手当数)	8 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師手当	病院医師	医師に対する手当	月額100万円以内
医療検査業務手当	検査技師及び助手	医療検査業務	給料月額100分の5
放射線取扱手当	レントゲン技師及び助手	レントゲン業務	(技師)給料月額100分の7 (助手)給料月額100分の5
薬剤師手当	薬剤師	薬剤師の対する手当	給料月額100分の5
歯科技工士手当	歯科技工士	歯科技工の業務	給料月額100分の7
理学療法士手当	理学療法士	理学療法業務	給料月額100分の5
夜間看護手当	看護師及び准看護師	夜間勤務に従事したとき	1回6,000円
感染症等防疫作業手当	感染の危険がある作業等に従事した職員	感染の危険がある作業に従事したとき	日額290円

エ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	3,356 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	112 千円
支給実績(21年度決算)	5,760 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	144 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（23年3月31日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に対して支給されます</p> <p>①配偶者 13,000円</p> <p>②配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円</p> <p>③配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円</p> <p>④加算(16～22歳までの子がいる場合) 1人につき 5,000円</p>	同じ		3,477 千円	193,167 円
住居手当	<p>借家又は借間に居住し、月額12,000円を超える家賃等を支払っている職員又は自宅に居住して世帯主である職員に支給されます。</p> <p>①月額23,000円以下の家賃を負担している職員 家賃月額-12,000円</p> <p>②月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃を負担している職員 (家賃月額-23,000円)×1/2+11,000円</p> <p>③月額55,000円以上の家賃を負担している職員 27,000円</p> <p>④自宅居住者(新築又は購入から5年間) 2,000円</p>	異なる	④自宅居住者の住居手当について、国は廃止している(H22.4.1改正)	1,863 千円	155,250 円
通勤手当	<p>通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具(自動車等)を使用する職員に対して支給します。</p> <p>①交通機関等利用者 1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円まで全額支給</p> <p>②交通用具利用者 距離に応じて2,000円～24,500円</p>	同じ		3,595 千円	128,393 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給されます。</p> <p>役職に応じて 8%～12%</p>	同じ		1,829 千円	457,250 円
宿日直手当	<p>宿日直勤務をした場合に支給されます。</p> <p>1回につき 医師 20,000円、看護師 7,200円</p>	同じ		2,951 千円	368,875 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給されます。</p> <p>1時間当たりの給与額×0.25</p>	同じ		3,687 千円	184,350 円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	199,254	13,310	29,939	15.0%	14.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	5	20,924	1,798	7,217	29,939	5,988

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	51.7歳	357,047	512,876
団体平均	43.歳	338,939	516,514

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

西海市水道事業		西海市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(22年度) 1,443 千円		1人当たり平均支給額(22年度) 1,407 千円	
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (-) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (-) 月分	期末手当 2.60 月分 (-) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (-) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 ・管理職加算	5~15% なし	・役職加算 ・管理職加算	5~15% なし

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（23年4月1日現在）

西海市水道事業			西海市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
一人当たり平均支給額	一千円	一千円	一人当たり平均支給額	8,663千円	20,990千円

(注) 退職手当1人当たりの平均支給額は、平成21年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績なし

エ 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	974 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	195 千円
支給実績（21年度決算）	608 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	101 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（23年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給されます ①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 ③配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ④加算(16~22歳までの子がいる場合) 1人につき 5,000円	同じ		679 千円	226,333 円
通勤手当	通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具(自動車等)を使用する職員に対して支給します。 ①交通機関等利用者 1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円まで全額支給 ②交通用具利用者 距離に応じて2,000円~24,500円	同じ		408 千円	81,600 円

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 一般職員の勤務時間の状況

	1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
勤務時間	38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

※休憩時間は、平成20年4月1日から廃止。

2 年次有給休暇の取得状況

平均取得日数	消化率
15.5	40.0%

※取得状況は、平成22年1月1日から平成22年12月31日までのものです。

3 休暇制度の概要

休暇の種類		付与要件	付与日数
年次有給休暇		職員の請求	年20日を限度に付与
公傷休暇		職員が公務による負傷・疾病による療養	必要と認められる期間
病気休暇		職員の負傷・疾病による療養	必要と認められる期間
療養休暇		職員の結核性疾患による療養	必要と認められる期間
生理休暇		女性職員が生理日に勤務が困難な場合	必要と認められる期間
特別休暇 (主なもの)	骨髄移植のための休暇	骨髄液の提供に際する検査、入院等	必要と認められる期間
	結婚休暇	結婚式等の行事	7日以内
	産前休暇	8週間(多胎妊娠14週間)以内に出産予定	出産日までの請求期間
	産後休暇	女性職員が出産した場合	8週間
	育児時間休暇	生後満1歳に達しない子の育児	1日2回 各30分以内
	妻の出産休暇	妻の出産に伴う入院の付き添い等	2日以内
	子の看護休暇	小学校就学前の子の看護	年5日以内
	忌引休暇	親族の死亡	1日～10日
	父母の追悼休暇	父母の追悼のための特別な行事	1日
	夏季休暇	7月から9月期間における休暇	3日
ボランティア休暇	被災者支援、福祉施設でのボランティア活動	年5日以内	
介護休暇		親族が疾病等で介護が必要な場合	6ヵ月以内(無給)
組合休暇		許可を得て職員団体の業務に従事する場合	年30日以内(無給)

IV 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分(地方公務員法第28条)

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合						0
心身の故障の場合				8		8
職に必要な適格性を欠く場合						0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合						0
刑事事件に関し起訴された場合						0
条例で定める事由の場合						0
合 計		0	0	8	0	8

2 懲戒処分(地方公務員法第29条)

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合						0
職務上の義務に違反し又は 職務を怠った場合						0
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合						0
合 計		0	0	0	0	0

V 職員のサービスの状況

1 サービスに関する基本原則

地方公務員には、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務に専念しなければならない根本基準のほか、次のような義務が定められています。

- ① 法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念する義務
- ⑤ 政治的行為の制限
- ⑥ 争議行為等の禁止
- ⑦ 営利企業等の従事制限

2 職員のサービス規律の確保

平成22年度においては、次に掲げる通知などにより、職員のサービス規律の確保に努めました。

日付	内容
平成22年12月21日	地方公務員の年末年始における厳正なサービス規律の保持について
平成23年3月2日	統一地方選挙における地方公務員のサービス規律の確保について

VI 職員の研修の状況

1 職員研修の状況

研修の種類	研修名	受講者数
基本研修	課長補佐級研修	4
	監督職(初任者)研修	4
	監督職(現任者)研修	4
	職員研修Ⅰ	3
	職員研修Ⅱ	13
	職員研修Ⅲ	8
	女性管理・監督職研修	3
	新規採用職員研修	3
	トップセミナー	3
	フォローアップ研修(前期:1年目研修)	3
	フォローアップ研修(後期:2年目研修)	5
	副市町村長・総務部長研修会	2
	部長・課長級職員研修	4
	民間派遣研修	1
専門研修	合併市町フォローアップ事業(企画部門)研修会	7
	合併市町フォローアップ事業(財政部門)研修会	5
	企業会計中級研修	5
	企業会計入門研修	1
	危機管理特別セミナー	1
	行政訴訟研修	1
	行政法基礎研修	1
	業務改善研修	1
	クレーム対応研修	2
	経済動向分析研修	1
	県・市町・企業・NPO合同研修	1
	交渉力養成研修	2
	広報広聴研修	1
	コーチング研修	2
	市町村実務研修生経験者豪雨どう研修会	3
	市町村税徴収事務	1
	社会調査研修	1
	情報公開と個人情報保護研修	2
	出納事務と決算処理事務研修	1
	政策形成入にかかる発想力研修	1
	接遇指導者養成研修	1
	タイムマネジメント研修	7
	チームマネジメント研修	1
	農山漁村活性化研修	2
	パソコン研修(Word 中級)	4
	パソコン研修(Excel 中級)	3
	パソコン研修(Power Point)	3
	パソコン研修(Access 基礎)	7
	複式簿記入門研修	1
	福祉行政研修	1
	プレゼンテーション研修	1
	ブロック別ニーズ研修(県北地区)公金徴収事務実務研修	4
法制執務研修	3	

	法制執務研修(応用編)	1
	法制執務研修(基礎編)	1
	メンタルヘルス研修	6
	ロジカルシンキング研修	1
その他	衛生推進者養成講習会	2
	市町村住民税担当者研修	2
	市町村税務職員初任者研修	5
	地方公務員災害補償担当者研修会	5
	農業集落排水(ストックマネジメント)研修会	1
	中都市研修職員合同研修	3
合 計		165

2 職場内研修の状況

研 修 名	受講者数
待遇研修	301人
法制執務研修(基礎編)	43人
法制執務研修(応用編)	23人
パソコン(Exsel・Word)研修	27人
合 計	394人

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の福祉制度

項目	実施主体	概要
共済制度	長崎県市町村職員共済組合 ----- 公立学校共済組合長崎支部	短期給付、長期給付及び保健事業等を行っています。 ※各共済組合制度による
公務災害補償制度	地方公務員災害補償基金	職員が公務上労働災害を受けた場合、地方公務員災害補償法に基づく補償を受けます。 (平成22年度 認定件数 1件)

2 職員の健康診断の状況(平成22年度)

項目	受診者数	実施主体
定期健康診断	288	西海市役所
2日ドック	60	長崎県市町村職員共済組合
1日ドック	72	

3 不利益処分に関する不服申立ての状況

内容	件数
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	0件
職員に対する不利益な処分についての不服申立て	0件